市内認可保育所 市内認定こども園 市内小規模保育事業所

施設長 各位

印西市健康子ども部保育課長

市内保育所等におけるマスクの取扱いについて

平素より、本市の保育行政につきまして、御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上 げます。

さて、新型コロナウイルス感染症にかかる対応については、With コロナの新たな段階への移行を見据えること等を踏まえた政府の基本的対処方針(令和4年9月8日変更)において、感染対策と社会経済活動の両立を図ることを基本的な考え方としており、保育所等においても保育所等が果たす社会的機能を維持するため原則開所するものとされてきました。

こうした中、令和5年1月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、令和5年5月8日から「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、5類感染症に位置付けることなどとする対応方針が決定され、令和5年2月10日変更)が決定されました。

保育所等におけるマスク着用については、この基本的対処方針に基づき、令和5年2月10日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「マスク着用の考え方の見直し等について(令和5年3月13日以降の取扱い)」及び令和5年2月17日付け千葉県健康福祉部子育て支援課長通知(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について(通知))において、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着脱は個人の判断に委ねることを基本とすることなどが決定されました。

本市としましても、国及び千葉県の方針を踏まえ、令和5年3月13日から5月7日までの間、市内保育所等におけるマスクの取扱いを下記のとおりとしますので、保護者等関係者への周知を図るとともに、適切な取扱いをお願いいたします。

1. 本取扱いは令和5年3月13日から令和5年5月7日までとする。

2. 2歳未満の園児について

2歳未満では、息苦しさや体調不良を訴えることや、自分で外すことが困難であることから、窒息や熱中症のリスクが高まるため、これまでと同様、マスク着用は奨められません。

3. 2歳以上の園児、保護者及び保育に従事する職員について

2歳以上の園児、保護者及び保育に従事する職員については、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることとします。

4. 保育所等における配慮や関わり方について

例えば、基礎疾患がある等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する方がいてその意思は尊重されるべきである一方、子どものすこやかな発育・発達の妨げとならないよう、口の動きによる学習や表情を通したコミュニケーションの経験など、子どもの成長を支える児童福祉施設として配慮することも重要であるとされていること、複数の職員または園児等に着・脱いずれかの対応を求めた結果、その集団が着用又は不着用のいずれか一様な状況となった場合に個人の判断が尊重されづらくなる恐れがあることなどが考えられます。

これらのことを踏まえ、保育所等においては、マスクの着脱を周囲が強いることがないよう引き続き適切に配慮するとともに、個人の判断を尊重するという趣旨からすれば、園児、保護者、職員に対してマスクの着脱を促すことは基本的に想定されていないことにご注意ください。

5. 園児が着用しているマスクを保育中に外す場合について

園児が基礎疾患がある等の様々な事情により、マスクを着用している場合であっても、午睡の際には当然として、熱中症リスクが高いと考えられる場合や、子どもが身体を動かすことの多い屋外での保育、プール活動や水遊びを行う場合には、安全性の観点からマスクを外すようにしてください。また、マスクを着用している場合は、着用によって息苦しさを感じていないかどうか、嘔吐したり口の中に異物が入ったりしていないかなどの体調変化に十分に注意し、本人の調子が悪い場合や持続的なマスクの着用が難しい場合は、外すようにしてください。

6. 保育所等からの着用のお願いについて

保育所等が感染状況又は運営継続等の理由により、保護者又は職員にマスクの着用をお願いすること自体は許容されると考えられていますが、子どもが日常生

活を送りながら健やかに成長、発達する場であることを十分に考慮して、着用のお願いに当たってはあくまで個人の判断に委ねる趣旨とすることや偏った情報発信とならないようご注意ください。また、お願いしたとおりに着用していない人のみが差別や不利益を被ることがないよう、適切なご配慮をお願いします。

7. 状況が変化した場合について

政府の基本的対処方針(令和5年2月10日変更)においては、感染が大きく拡大している場合に、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることもあり得るとされていますが、そのような場合においても、子どものマスクの着用については、健康面等への影響も懸念されており、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子どもの体調に十分注意する必要があるとされています。そのような呼びかけをすべき状況となった場合には、別途、考え方などをお示しする予定です。

8. 感染症対策について

令和5年3月13日以降の感染症対策につきましては、「保育所における感染症対策ガイドライン」等を踏まえた対応を基本として、手洗い等の手指衛生、遊具や玩具等のこまめな消毒、効果的な換気等の取組みなどの基本的な感染症対策は引き続き適切に講じていただきますようお願いします。

なお、保育所等における保育活動を行う中での感染防止対策は、個々の子どもの理解度や気持ちにかかわらず一律に指導するといった徹底的な対応までを行うべきではなく、乳幼児特有の事情や施設の規模等を踏まえて、あくまで可能な範囲で実施することが重要とされています。

したがいまして、保育士等が、可能な限りの感染防止策を講じる重要性を理解・ 意識した上で、普段の保育を実施するに当たって工夫できる範囲で取り組んでい ただきますようお願いします。

以上

(担当)

印西市健康子ども部保育課管理係

TEL 0476-33-4649

FAX 0476-42-0033

E-mail hoikuka@city.inzai.chiba.jp